

印刷物請負契約に係る最低制限価格制度実施要領

令和 7 年 3 月 14 日

総務部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、那覇市総務部法制契約課が実施する印刷物の請負契約に係る競争入札において、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。)第 167 条の 10 第 2 項(施行令第 167 条の 13 の規定により準用する場合を含む。)及び那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 11 条の規定により最低制限価格を設定する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第 2 条 製造の請負により発注する印刷物のうち、予定価格が 130 万円を超える競争入札から選定する。

(最低制限価格)

第 3 条 最低制限価格は、予定価格の 10 分の 7 以上で定めた割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

2 最低制限価格を設定したときは、予定価格調書に当該最低制限価格を併記しなければならない。

(落札者の決定)

第 4 条 最低制限価格に満たない価格で入札した者については、当該入札者を落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(最低制限価格設定の周知)

第 5 条 最低制限価格を設けた競争入札においては、最低制限価格を設けた旨を一般競争入札にあつては公告に、指名競争入札にあつては指名通知書に記載し周知するものとする。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則 (令和 7 年 3 月 14 日総務部長決裁)

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。